

面会交流支援兼一般会員入会申込書

申込者.....（以下、「甲」という）は、一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター（以下、「びじっと」という）に対して、以下の内容に合意し、面会交流支援（以下、本サービスという）及びびじっとの一般会員の入会を申込みます。

第1条 面会交流の意義

甲は、子どもの成長・発達及び人格形成に寄与するため、面会交流の実現に向けて努力するものとします。

第2条 びじっと利用規約及び面会交流支援利用ルールへの合意

甲は、びじっとのホームページ（<http://www.npo-visit.net>）に掲載している「びじっと利用規約」及び「面会交流支援利用ルール」の内容を確認のうえ合意し、これを遵守します。

第3条 一般会員の入会

甲は、本サービスを受けるために、びじっと定款に規定する一般会員への入会を申し込みます。

第4条 面会交流条件の合意書等の提出

甲は、びじっとに対して、面会交流の条件が記載された合意書等を提出します。

第5条 びじっとの提供する支援期間

契約期間は、平成 年 月 日から 1 年間とします。
ただし、契約期間満了1か月前までに、甲とびじっといずれからも更新拒絶の意思表示がないときは、更に1年間自動更新するものとし、以後も同様とします。

第6条 支援基本ルール

(1) 支援料金はホームページに掲載されたものを適用します。

(2) 連絡媒体

ア 本支援を行うにあたり、利用者とびじっと及びびじっとスタッフとの連絡媒体は主にLINE（※）を利用します。

※LINEとは、LINE株式会社が提供する通信サービスをいいます。

イ e-mailを連絡媒体とする場合

前項記載のLINEを使うことができない特別な事情があるときは、e-mailを連絡媒体にすることができます。

ただし、e-mailは確認に時間を要するため、支援日を15日前までに確定させなければ支援をすることができません。

第7条 支払方法

甲はびじっとに対して、びじっと事務局から支援前に提示された支援費用（交通費・飲食代等含む）を支援日の3日前までに以下のゆうちょ銀行口座に振り込む方法により支払います。なお、振込手数料は甲の負担とします。ただし、甲は、もう一方の親との間で支払分担の取決めがある場合には、その内容を書面でびじっとに提出し、当該支払分担に応じて支払うものとします。

ゆうちょ銀行からの振込の場合

【記号】 1 0 5 1 0 【番号】 7 2 2 6 5 6 9 1

【口座名】 シャ) ビジット・リコントコドモモンダイシエンセンター

他銀行から振込みの場合

【店名】 0五八(ゼロゴハチ店) 【店番】 058

【預金種目】 普通 預金 【口座番号】 7 2 2 6 5 6 9

【口座名】 シャ) ビジット・リコントコドモモンダイシエンセンター

第8条 サービス提供の停止, 終了

びじっとは, 甲が次の事由に該当する場合は, 本サービスの提供を停止することができ, びじっとと甲の話し合いによって当該問題を解決できないときは, 本サービスを終了できるものとします。

- ① 本サービスを妨害する行為があったとき。(作為及び不作為)
- ② 子どもへの悪影響がみられるとき。
- ③ びじっとと甲の信頼関係を破綻させるような行為があったとき。
- ④ 支援業務に支障をきたす恐れのある行為があったとき。
- ⑤ その他びじっとが不適切と判断した行為があったとき。

第9条 個人情報の漏えい

甲及びびじっとは, 本契約に基づき知り得た個人情報及び機密について, 事前の書面による承諾なしに第三者に漏えいしてはなりません。ただし, この書面とは, 電子メール, LINE, メッセンジャー等による承諾を含みます。

以上

平成 年 月 日

(甲) 住 所

氏名 印

びじっと

名称 一般社団法人びじっと・離婚と子ども問題支援センター

住所 横浜市中区尾上町6-86-1 関内マークビル5F

代表理事 古市 理奈

■ 平成31年1月21日版